

教育・保育提供区域の設定について

1 根拠

子ども・子育て支援事業計画の作成に関し、市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとされている。

●子ども・子育て支援法

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

●子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。

2 計画への影響

- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ・地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用の実態が異なる場合には、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。
- ・市町村整備計画を作成する場合には、教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

3 想定される区域

	区割り
①行政区	20 地区
②小学校区	3 学校区
③中学校区	2 学校区
④町内全域	1 区

4 区域の状況

(1) 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件

保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域として、①～④のどの区割りでも問題ないと考えられる。

(2) 教育・保育の利用状況

現在、幼稚園、保育所への通園は、①行政区や②③学校区に係らず、町内全域から児童が通っている。

(3) 教育・保育を提供するための施設の整備の状況

現在、幼稚園、保育所の位置は、①行政区や②③学校区に均等に配置されていない。

(4) 計画への影響

地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育など）は、現在町内にはなく、新設する場合の対象区域は④町内全域が想定される。

地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、ファミサポ、子育てサロン等）は、現在④町内全域を対象としている。ただし、学童保育は、②小学校区を対象としている。

5 教育・保育提供区域（案）

二宮町における「教育・保育提供区域」については、町内全域を1区域とすることが妥当と考えられる。

●子ども・子育て支援法 ～抜粋～

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、**地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）**ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

●子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） ～抜粋～

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、**地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）**を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。